

[事案 25-128] 契約無効請求

・平成 26 年 2 月 20 日 裁定打ち切り

※本事案は、申立人代理人である姉から申立てがあったもの

<事案の概要>

配偶者が勝手に、契約者に無断で個人年金保険を契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 12 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

(1)自分は、平成 21 年 8 月、ラグビー中に受傷し、頸髄損傷により、完全四肢麻痺の状態になった。契約時は受傷から 3 か月しか経っておらず、判断能力も定かではなく、顔の表情も虚ろな状態の中、配偶者を通して契約手続が行われた。

(2)募集人は契約者である自分に対して一切説明せず、自分の知らないところで、無断で契約を成立させた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人は、契約内容を理解したうえで、契約手続を行うことを承諾していたと認められるので、申立人の請求に応じることはできない。

(1)契約時、募集人は、申立人の配偶者同席のもとで、重要事項説明に関する資料を交付して契約内容の説明を尽くし、配偶者が契約申込書等を代筆したが、ベッドに臥床していた申立人は、わずかに漏れ出る発声ながら、募集人の呼びかけに呼応して「よろしく」との趣旨と理解できる発言を行っており、申込手続に瑕疵はない。

(2)契約後、少なくとも 2 度、申立人を訪問して、契約内容の説明を行っており、追認もいただけたものと判断する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打ち切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

(1)申立人と保険会社の主張は大きく対立しており、本件の適正な解決のためには、本契約の申込みがどのような過程を経て、どのような状況下でなされたか、募集人による契約内容の説明はどのようなものであったか、契約時の申立人の判断能力はどの程度であったか、などの事実を慎重に認定することが不可欠となる。

(2)そのためには、申立人本人、募集人からの事情聴取はもちろんのこと、申立人配偶者からの事情聴取も不可欠と考えられる。しかし、申立人の事情聴取は、申立人の病状を考慮すると、病院等への出張が必要となるが、当審査会には出張による事情聴取を実施する体制が備わっていない。また、配偶者は、申立人および募集人以外の第三者となるが、当審査会には第三者に対する事情聴取を実施する手続が備わっていない。さらに、当審査会の事情聴取では、保険会社による反対尋問の機会が保障されていない。

(3)そして何よりも、契約時の申立人の判断能力（意思能力）がどの程度であったかを的確に把握するためには、医療記録を取り寄せた上で、専門家による鑑定もしくは鑑定嘱託を実施す

る作業が不可欠となるが、当審査会はそのような制度を備えていない。

(4) そうすると、本件において的確な事実認定を行い、適正な解決を行うためには、厳格な証拠調手続に則った本人・証人尋問の制度があり、専門家に鑑定もしくは鑑定嘱託を行う手続きも備えている裁判手続によることが相当であると考えます。そのような制度を有していない裁判外紛争解決機関である当審査会において、本件の事実関係を明らかにすることは著しく困難である。